

経営リース

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	14
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として木製のもの）	5
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、脱水機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
散布機	マニュアルスプレッダー、バキュームカー（けん引式のもの）、尿ポンプ、ブロードキャスト、レインガン	7
作業用機械	バンククリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
その他	太陽光発電システム関連機器	7
	発電機	7
	電気設備	7

(2) 飼料の生産、給与等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設（主としてコンクリート製のもの）	17
	飼料貯蔵施設（主として金属製のもの）	14
	飼料貯蔵施設（主としてFRP製のもの）	8
	飼料貯蔵用施設用屋根（主として金属製のもの）	14
	飼料貯蔵用施設用屋根（主として木製のもの）	5
飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、バールグラブ、ラッピングマシン、ハロー、栽培管理用機械	7
飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルロー	7

	ダー、ホイルローダー、コンペアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
その他	太陽光発電システム関連機器	7
	発電機	7
	電気設備	7

(3) 家畜飼養管理等施設等

項目	品目	貸付期間(年)
家畜飼養管理施設	簡易畜舎（主としてコンクリート製のもの）	17
	簡易畜舎（主として金属製のもの）	14
	簡易畜舎（主として木製のもの）	5
	畜舎屋根（主として金属製のもの）	14
	畜舎屋根（主として木製のもの）	5
家畜管理機械・装置	家畜哺育用機器、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置（搾乳ロボット）、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機（装置）、洗浄機（装置）、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7
	コンピューター（サーバー用を除く）	4
	コンピューター（サーバー用）	5
	プリンター、ハンディターミナル	5
家畜・卵運搬用機械	トラック	5
その他	太陽光発電システム関連機器	7
	発電機	7
	電気設備	7

(4) 6次産業化に関する施設等

項目	品目	貸付期間(年)	
畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器	ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセージ製造関連機械	10
	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10
	鶏卵加工品製造機器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10
製品保管用	ストッカー	6	

機械・装置	非冷ショーケース、製品保管用棚（陳列棚）	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
経営管理用 機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4
	コンピューター（サーバー用）	5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5

- 注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。
- 2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成25年4月8日25環機208号）の2の（2）で定めるものに限る。
- 3 電気設備については、建物附属設備として（1）～（3）の施設と同時申請の場合は、それぞれの施設の貸付期間と同一とする。
- 4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。